化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則　別表1【種類別名称】

■ **頭髪用化粧品**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類別名称 | 代わるべき名称 | 注記 |
| 頭髪用化粧品 | 整髪料 | ヘアオイル、椿油 スタイリング(料) セット(料) ブロー(料) ブラッシング(料) チック、ヘアスティック、ポマード、ヘアクリーム、ヘアミルク、ヘアソリッド、ヘアワックス、ヘアバーム ヘアスプレー、ヘアミスト ヘアラッカー ヘアリキッド ヘアウォーター、ヘアフォーム、ヘアジェル |  |
| 養毛料 | トニック、ヘアローション 、ヘアエッセンス ヘアトリートメント、ヘアコンディショナー、ヘアパック |  |
| 頭皮料 | 頭皮用トリートメント |  |
| 毛髪着色料 | 染毛料 ヘアカラースプレー、ヘアカラースチック カラーシャンプー カラートリートメント、カラーコンディショナー、カラーリンス ヘアマニュキュア、ヘアマスカラ |  |
| 洗髪料 | シャンプー、洗髪粉 |  |
| ヘアリンス | リンス |  |

■ **皮膚用化粧品**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類別名称 | 代わるべき名称 | 注記 |
| 皮膚用化粧品 | 化粧水 | スキンローション、ローション、柔軟化粧水、収れん化粧水、アストリンゼント |  |
| 化粧液 | 保湿液、美容液、エッセンス |  |
| クリーム | 油性クリーム、中油性クリーム、弱油性クリーム |  |
| 乳液 | ミルクローション、スキンミルク、ミルク |  |
| 日やけ(用) 日やけ止め(用) | サンタン サンプロテクト |  |
| 洗浄料 | 洗顔(料) 、クレンジング、洗粉、クレンザー、メークアップリムーバー、メーク落とし、フェースウォッシュ、フェイシャルソープ、スクラブ化粧料 ボディシャンプー、ボディソープ、ボディウォッシュ ハンドソープ |  |
| ひげそり(用) むだ毛そり(用) | プレシェービング、アフターシェービング |  |
| フェイシャルリンス |  |  |
| パック | マスク |  |
| 化粧用油 注 | オリーブ油 スキンオイル、ボディオイル、化粧オイル、美容オイル ベビーオイル | 注 「化粧用油」は、椿油のように整髪に使われるものは除き、皮膚用に使用するもののみをいう。 |
| ボディリンス |  |  |
| マッサージ(料) |  |  |

■ **仕上用化粧品**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類別名称 | 代わるべき名称 | 注記 |
| 仕上用化粧品 | ファンデーション | フェースカラー、コンシーラー |  |
| 化粧下地 | メークアップベース、メークアッププライマー、プレメークアップ |  |
| おしろい | フェースパウダー、ルーセントパウダー、フィニッシュパウダー、ハイライト、シェーディング |  |
| 口紅 | リップスティック、リップルージュ、リップカラー、リップペンシル、練紅 リップグロス、リップライナー |  |
| アイメークアップ | アイシャドウ、アイカラー アイライナー 眉墨、アイブロー、アイブローペンシル、アイブローブラッシュ マスカラ、まつげ化粧料 二重まぶた化粧料 |  |
| 頬化粧料 | 頬紅、チーク、チークカラー、チークルージュ |  |
| ボディメークアップ |  |  |

■ **香水・オーデコロン**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類別名称 | 代わるべき名称 | 注記 |
| 香水・オーデコロン | 香水 | パルファン、パフューム |  |
| オーデコロン | コロン、フレッシュコロン、パルファンドトワレ、パフュームコロン、パフュームドトワレ、オードトワレ、オードパルファン、香気 |  |

■ **その他**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類別名称 | 代わるべき名称 | 注記 |
| その他 | 浴用化粧料 | バスソルト、バスオイル、バスエッセンス、バブルバス、フォームバス |  |
| 爪化粧料 | ネイルエナメル、マニキュア、ネイルカラー、ネイルポリッシュ、ペディキュア、ネイルラッカー、エナメルうすめ液 ネイルクリーム、ネイルオイル 除光液、エナメルリムーバー、ネイルカラーリムーバー トップコート、オーバーコート、ベースコート、ネイルコート、ネイルエッセンス ジェルネイル |  |
| リップケア化粧料 | リップトリートメント、リップクリーム、リップバーム、リップオイル |  |
| ボディパウダー | タルカムパウダー、バスパウダー、パフュームパウダー、ベビーパウダー、天瓜粉 |  |
| その他上記に該当しない商品にあっては[公正取引協議会が認めた名称](https://www.cftc.jp/kiyaku/kiyaku02-1.html#00007) | | | |

|  |
| --- |
| [備考]  １　種類別名称は、表右欄に記載する代わるべき名称により表示することができる。 なお、販売名により使用部位が特定されている場合は、代わるべき名称に付されている部位表示を省略することができる。  ２　販売名に代わるべき名称が含まれるものは、種類別名称の表示を省略することができる。  ３　使用部位を特定するときは、種類別名称及び代わるべき名称（以下「種類別名称等」という。）に使用部位を表す名称をつけることができる。使用部位名称は、ヘア(用)、フェイス(用)、フェース(用)、フェイシャル(用)、アイ(用)、リップ(用)、ネック(用)、アーム(用)、ハンド(用)、レッグ(用)、フット(用)、ボディ(用)等をいう。  ４　種類別名称等に用途を表す名称をつけることができる。用途名称は、エモリエント、モイスチャー、保湿、トリートメント、肌性（普通肌用、一般肌用、乾性肌用、脂性肌用、敏感肌用、日やけ肌用等）、ふきとり用、メークキープ用、寝ぐせ直し(用)、男性用（紳士用）、子供用、ベビー用、季節用（春、夏、秋、冬用）、夜用（朝用、昼用、日中用等）、等をいう。  （例）  エモリエントクリーム、モイスチャーミルク、保湿ローション、トリートメントリンス、敏感肌用化粧水、ふきとり用化粧水、メークキープ用化粧水、寝ぐせ直しウォーター、男性用ローション、子供用乳液、ベビーローション、夏用ローション、昼用乳液等  ５　種類別名称等に製品の剤型を表す名称をつけることができる。剤型名称は、固型(ソリッド)、プレスト、オイル(油)、液状(リキッド)、ジェル、練り(バーム)、マッド、クリーム、乳液、ローション、フォーム(バブル)、フィルム、パウダー(粉)、水、ペンシル、スプレー(ミスト)、スティック、シート等をいう。  （例）  固型おしろい、クレンジングオイル、液状ファンデーション、クレンジングジェル、練おしろい、マッドパック、クリームマスク、日やけ用乳液、ブローローション、フォームパック、洗顔フォーム、フィルムパック、パウダーファンデーション、粉おしろい、水おしろい、アイライナーペンシル、スティックファンデーション等  ６　多目的な機能を持つ化粧品については、それぞれの用途を表す名称を付記することができる。その際に、「・」、「＆」又は「，」を用いてよい。  （例）  クレンジング・マッサージクリーム、マッサージ・パック、ヘアトリートメント＆セットローション、頬紅，アイシャドウ等  ７　種類別名称等は必ずしも、本表にあげる字句のとおりであることを要しない。規則第2条第1項に照らし、これと同一であると認められる名称を用いることができる。  （例）  ステック→スティック、セット→セッティング、頭皮用→スキャルプ、スカルプ、メークアップリムバー→メイクアップリムバー、ひげそり→シェービング、フェースカラー→フェイスカラー、ハイライト→ハイライター等 |

■ **公正取引協議会が認めた名称**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 名称 |
| 頭髪用化粧品 | 髪油、香油、つや出し油、スキ油、びん付油 |
| 仕上用化粧品 | 練パウダー、ダスティングパウダー、ひげペンシル |
| その他 | ベビー化粧料 |
|  | |